

## (ご参考)認知症に対応した財産管理のための信託商品

- ①. 後見制度支援制度
- ②. 任意後見制度支援信託
- ③. 人生100年応援信託<100年パスポート>
- ④. セキュリティ型信託
- ⑤. 安心サポート信託

# (ご参考)①.後見制度支援信託

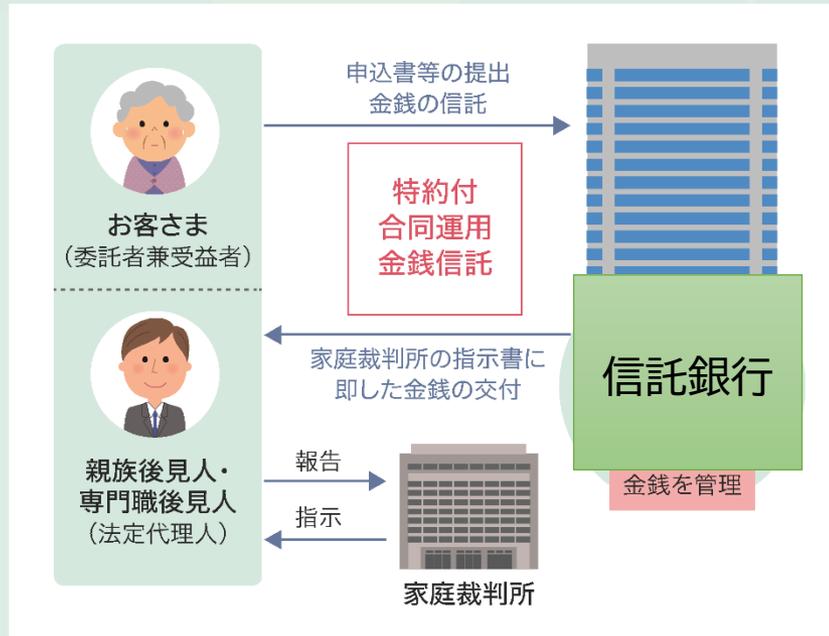
裁判所の指示に基づき信託銀行が財産を守り、後見人の不正を防ぎます。

法定後見制度による支援を受ける人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。

本信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契

約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。財産を信託する信託銀行等や信託財産の額などについては、原則として弁護士、司法書士等の専門職後見人がご本人に代わって決めた上、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行との間で信託契約を締結することになります。

これにより、成年後見人がご本人の財産を不正に使ってしまわないように適切に保護されます。



後見制度支援信託累計利用者数



出典：最高裁判所事務総局家庭局

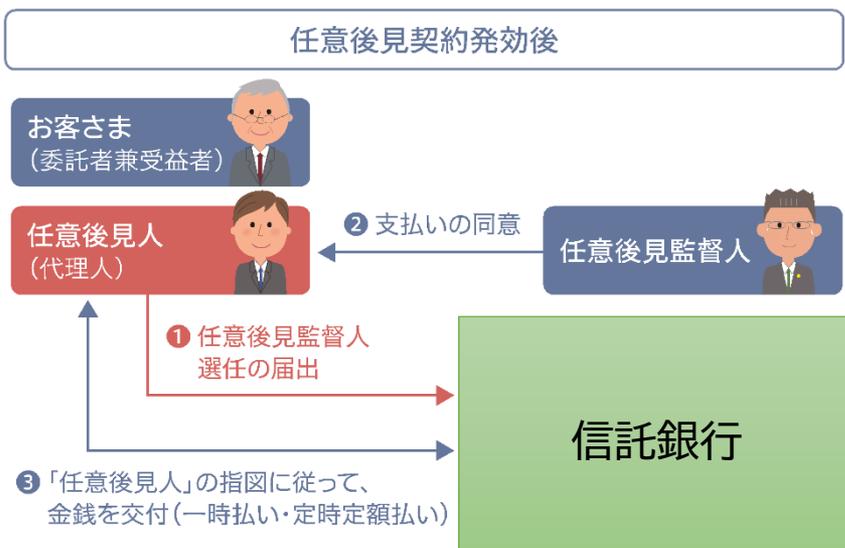
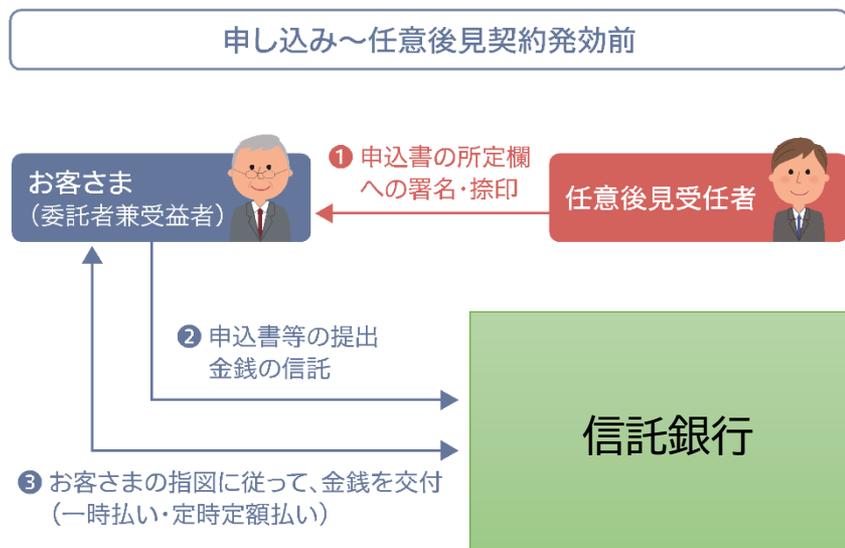
「後見制度支援信託等の利用状況等について 平成30年1月～12月」

## (ご参考)②.任意後見制度支援信託

任意後見制度において金銭を管理する信託を別途設定することで、「守り」をより堅牢にします。

任意後見制度をご利用される方の財産を金銭信託で管理することで、任意後見制度をサポートするための信託です。任意後見契約が発効した後は、お預け入れいただいた金銭信託からの払い戻しには任意後見監督人の同意が必要となりますので(一時払い)、安全・確実に財産の保護を図ることができます。また、日々の生活に必要な資金などを定期的にお受け

取りいただくこともできますので(定時定額払い)、任意後見人が担う財産管理のご負担も軽減することができます。任意後見契約が発効するまでの間は、ご自身またはお手続きを代理される方による一時払いや定時定額払いに関するお手続きが可能です。代理人によるお手続きをされる場合は、その都度、お客さまからの委任状の提出が必要となります。



# (ご参考)③.人生100年応援信託<100年パスポート>

人生100年時代となり、今後多くの高齢者に起こることとなる判断能力の低下に対する備えとして有効な機能群をワンパッケージにした、高齢者に安心して豊かな人生を楽しんでいただくための信託商品です。

認知症など判断能力の低下時に直面する、「預貯金の引き出しなどの困りごと」に対する備えとして有効な機能群をそろえた金銭信託です。成年後見制度とタイアッ

プしたソリューションのご提供も含め、幅広くお客さまの立場に立ったコンサルティングを行う、人生100年時代のお供に、最適の信託商品です。

## ワンパッケージの4つの機能

### まかせる支払機能(年金型 + 目的内随時型)

守り

日常生活支援

認知症や健康の不安に備え、支払い手続きをまかせる方をあらかじめ指定できます(3親等内の親族、弁護士、司法書士を指定いただけます)。

認知症や健康が不安な期間において

- 毎月の生活費等の受け取り(毎月20万円まで)ができます。年1回増額(20万円まで)が可能です。
- 金額が大きくなりがちな医療費、介護費、住居費のお支払いも可能です(あらかじめ払戻しの同意者を定めることもできます)。

### 防犯あんしん機能

守り

年間16,000件※にのぼる特殊詐欺などに備え、あらかじめ払戻しの同意者を定めることができます。

### ねんきん受取機能

日常生活支援

毎月の生活費を定期的に受け取れます。充実した暮らしのための支出や生前贈与にも活用できます。

### おもいやり承継機能

想いのつなぎ

ご相続発生時に、あらかじめご指定いただいた相続人に500万円までをスムーズにお支払いします。

※警視庁によると、2018年は16,496件、総額約363.9億円の被害が発生。



# (ご参考)④.セキュリティ型信託

口座に「二重ロック」をかける信託で、悪質な詐欺から大切な財産を守ります。

振り込め詐欺など高齢者を狙った犯罪が増加・巧妙化しているなか、お客さまご自身や離れて暮らすお子さまの不安が増大しています。こうした金融犯罪からご資産をお守りする商品が「セキュリティ型信託」です。本商品は、お預け入れいただいたご資金を払い出す際に、あらかじめご指定いただいた同意者（お客さまの3親等内のご親族）の方の同意を得た上でご資金をお支払いする仕組みです。定時定額払い方式の併用も可能です。

## 一時払い方式

お預け入れいただいたご資金は、あらかじめご指定されたご家族等の同意がなければお支払いできない仕組みになっています。

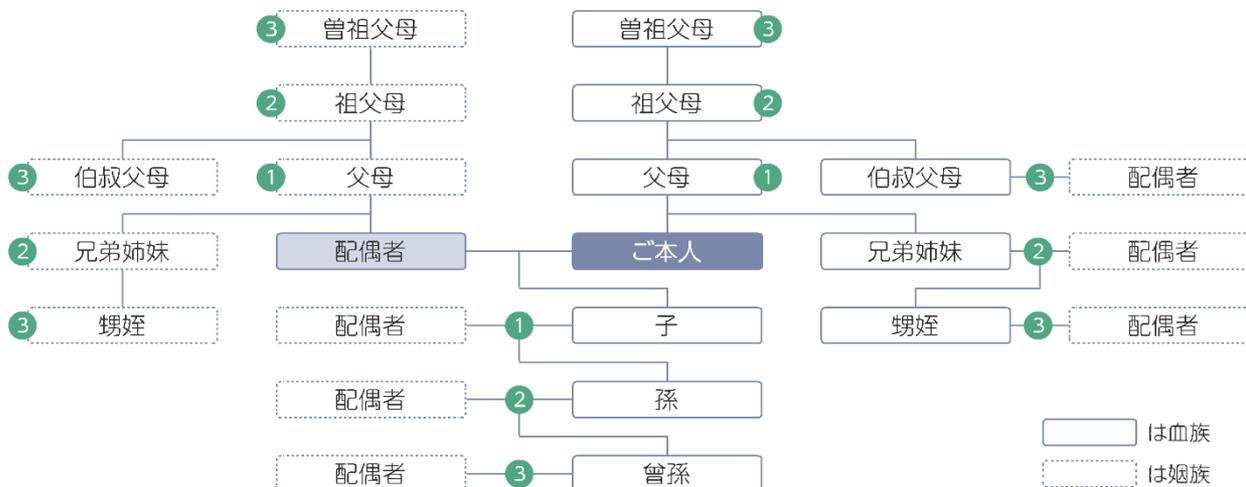
犯罪等に巻き込まれる前に、ご家族等に相談する機会が生まれ、未然に防ぐことが可能です。

## 定時定額払い方式

セキュリティ型信託にお預け入れいただいたご資金のうち、生活に必要なご資金等は、定期的に決まった金額をお支払いすることができます。(毎月20万円まで)

※管理料無料

## 3親等内の親族図



## (ご参考)⑤.安心サポート信託

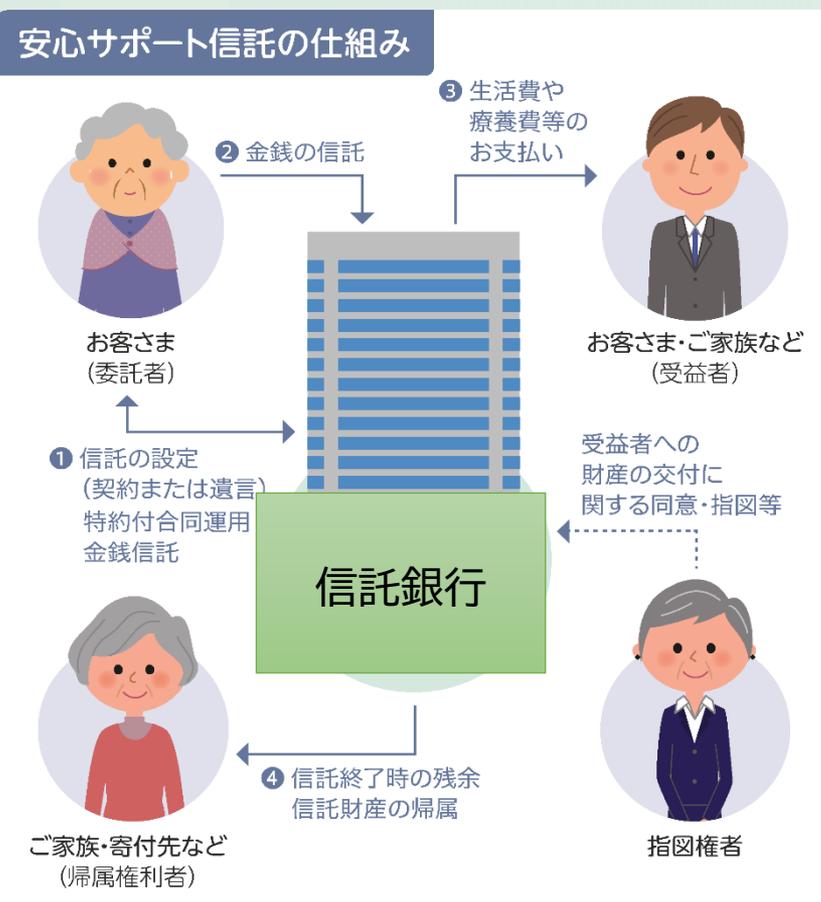
認知症になっても信託銀行が財産を保全するとともに、あらかじめ財産の交付要件を定めておくことで想いをつなぐ商品です。

お客さま自身とご家族などの方々のために、大切な財産をオーダーメイドかつ中・長期間のサポートによって保全・管理を行う「信託銀行」ならではの機能を生かした商品が「安心サポート信託」です。

安心サポート信託は、当社に金銭を信託するとともに、あらかじめ「想いをつなぐ」ための財産交付要件や信託終了時の残余財産の帰属先を契約で定めておきます。信託財産の引き出しには、定めた財産交付要件を満たし、また指定いただいた指図権者の同意または指図が必要となるため「守り」の機能も万全です。

なお、当信託の指図権者や同意者として親族に適当な方がいない場合は、信頼できる弁護士または司法書士と「任意後見契約」を結び、その弁護士または司法書士を当信託の指図権者・同意者とすることもできます。

※安心サポート信託は金銭を信託する上記タイプ以外に、生命保険金を信託するタイプもあります。



## (ご参考)商事信託活用事例

- 事例①. 信託を活用した事業承継(生前贈与型)
- 事例②. 信託を活用した事業承継(遺言代用型)
- 事例③. 信託を活用した事業承継(受益者連続型)
- 事例④. 信託を活用した事業承継(議決権集約型)

## (ご参考)まとめ

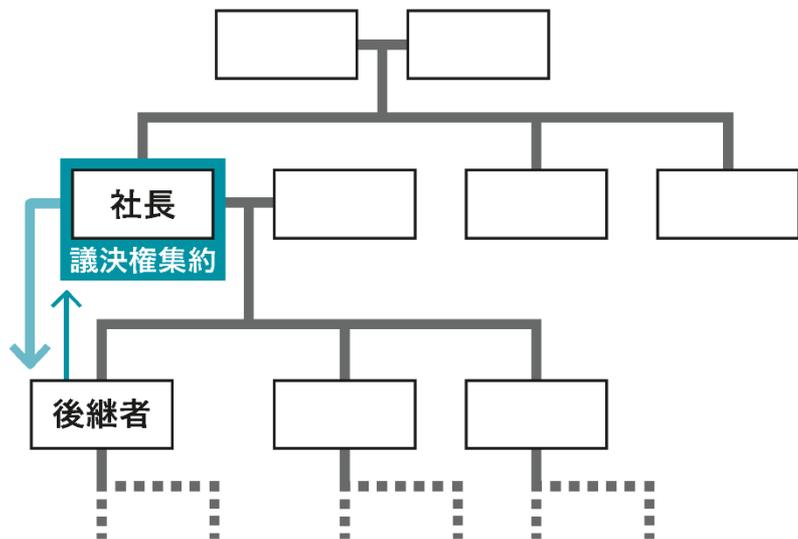
# (ご参考)事例①.信託を活用した事業承継(生前贈与型)

## 課題

「財産権」は早めに承継するが、「経営権」は手元に残る仕組みがあれば望ましい。

### 【想定される事例】

- 現社長が保有する自社株式は、後継者に承継させる予定。
- 株式評価額が低い時期に自社株式の承継を行いたいが、経営を担わせるには時期尚早。

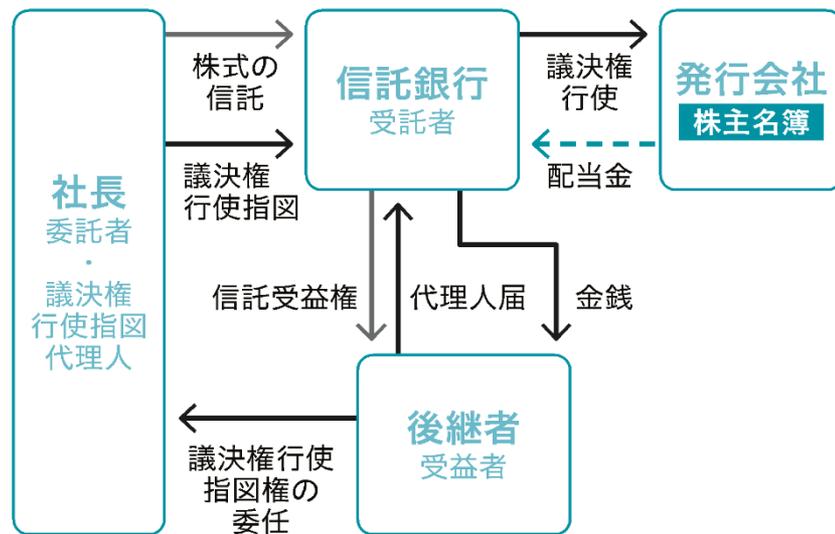


## 目指す将来像

財産権、経営権を別々に最適なタイミングで承継させたい。

## 解決策

- 社長を委託者、信託銀行を受託者、後継者を受益者とする信託を設定(受益者には贈与税の負担が生じます)。
- 社長を「議決権行使指図代理人」に指定する。



## ポイント

- 財産権(受益権)と経営権(議決権行使指図権)を、実質的に別々の人に帰属させることが検討可能となる。
- これにより、財産権(受益権)と経営権(議決権行使指図権)を別々の時期に移転させることができる。
- 通常の委任とは異なり、議決権行使の都度委任状の徴求は必要ない。

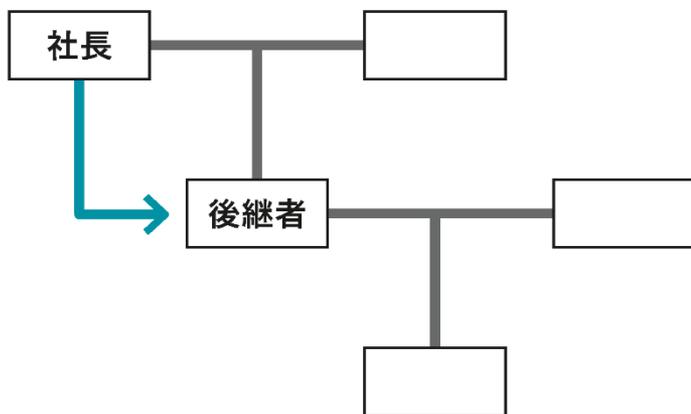
# (ご参考)事例②.信託を活用した事業承継(遺言代用型)

## 課題

- 相続発生時に、遺産分割協議の手続きに巻き込まれず、議決権を確実に行使させたい。
- 全資産の網羅が必要な遺言書作成は面倒、会社経営に関わる株式だけ承継者を定めたい。

### 【 想定される事例 】

- 現社長が一族内の大株主。
- 社長の生存中は、社長が経営権を維持し続ける。
- 自社株式は後継者に承継させることは決めている。



## 目指す将来像

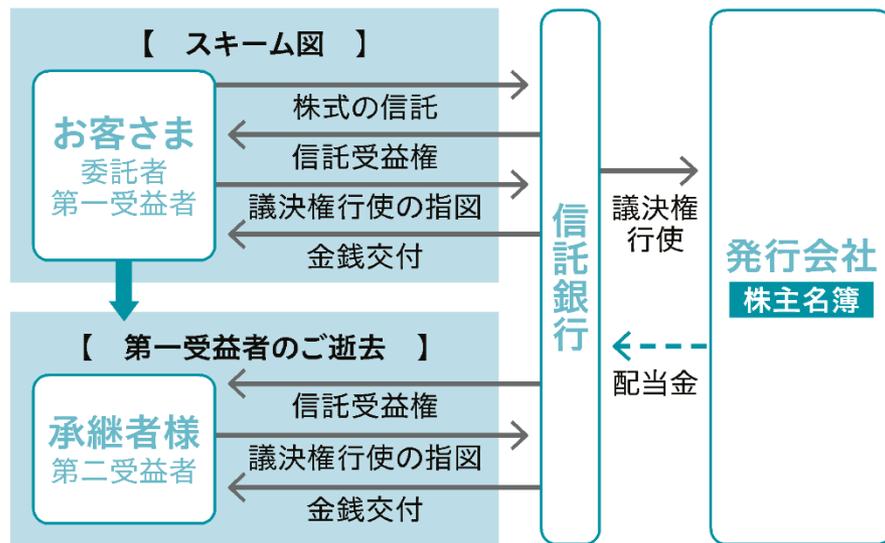
現時点での承継は考えておらず、相続時点で株式を承継させるとともに、会社経営を停滞させない。

## 解決策



- 後継者を第二受益者とする「株式の管理・承継を目的とした信託(遺言代用型)」を設定。
- 第一受益者の相続発生により、後継者が受益権の取得とともに、議決権行使指図権も取得する(別途、議決権行使指図代理人を定めることもできる)。

### 【 スキーム図 】



## ポイント

- 信託契約を変更する事により、第二受益者の変更が可能であり、公正証書遺言の変更に比べ、負荷が軽い。
- 法定相続人の中での遺留分侵害紛争回避のためにも、信託財産以外の財産は遺言で承継するのも有効な手段。

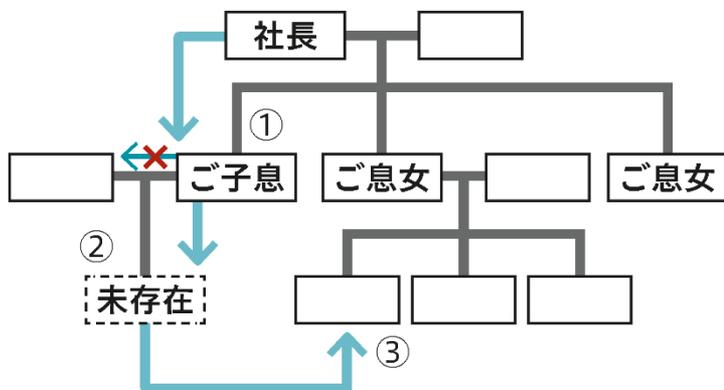
# (ご参考)事例③.信託を活用した事業承継(受益者連続型)

## 課題

- 次の承継者だけでなく、“次の次”の承継者等、数代先まで承継者をあらかじめ決めておきたい。
- お子様の死後、お子様の配偶者等、直系以外の者に株式が承継される事態を回避したい。

### 【 想定される事例 】

- 社長の子供はご息女二人、ご息子一人。後継者はご息子とする。
- 自社株式は直系血族内で承継させたい。
- ご息子はまだ子供がいないが、生まれた場合にはご息子の死亡後にその子供に承継させたい。



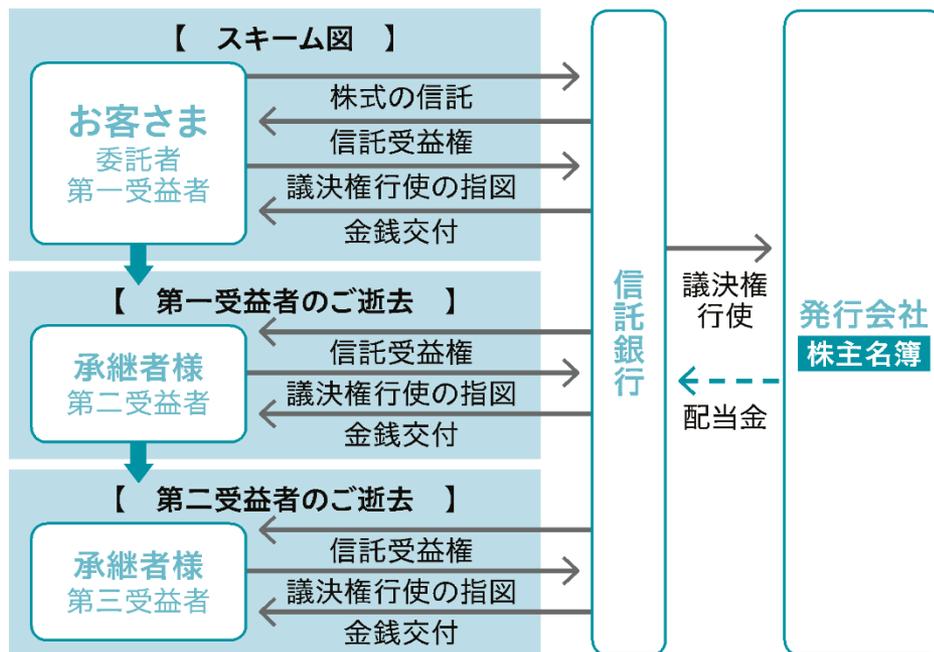
## 目指す将来像

自分が亡くなった後の株式承継者をできるだけ長期間、定めておくことで無用の混乱や争いを避けたい。

## 解決策



- ご息子を第二受益者、お孫様（未存在）を第三受益者、甥ご様を第四受益者とする「株式の管理・承継を目的とした信託(受益者連続型)」を設定。



## ポイント

- 遺言では指定できない、「次の次」以降の自社株式承継に係る内容を、信託契約で実現することが可能。
- 次順位の受益者が指定されている場合は、次順位の受益者に受益権を承継する債務が発生するため、受益者による解約を抑止する効果がある。
- 法定相続人間における遺留分侵害紛争回避のためにも、自社株以外の不動産等の財産については遺言を用いた承継を行う事も有効な手段。

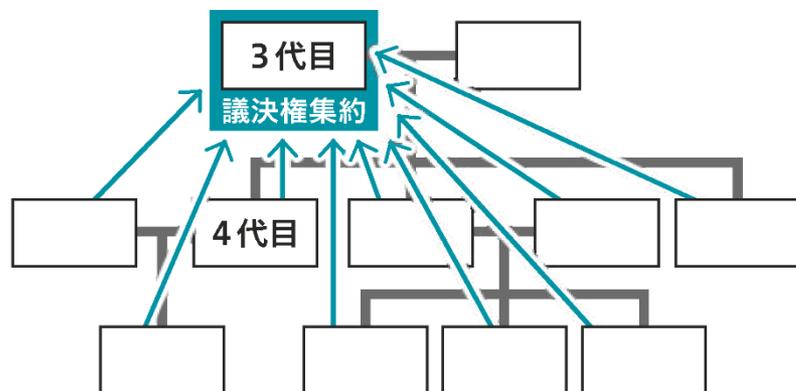
# (ご参考)事例④.信託を活用した事業承継(議決権集約型)

## 課題

- 一族保有株式を買い集めることなく、議決権だけは一元化したい。

### 【 想定される事例 】

- 現社長が3代目、後継者は4代目。
- 過去、何代かの相続で一族内に株式が散逸している。
- 今は、会社経営には協力的であるが、今後の経営安定性を考えると、議決権だけは手元に集約しておきたい。
- 纏まった資金が必要なので買い取りは不可。将来の配当金受領を取り上げる格好になり、一族の賛同も得られにくい。



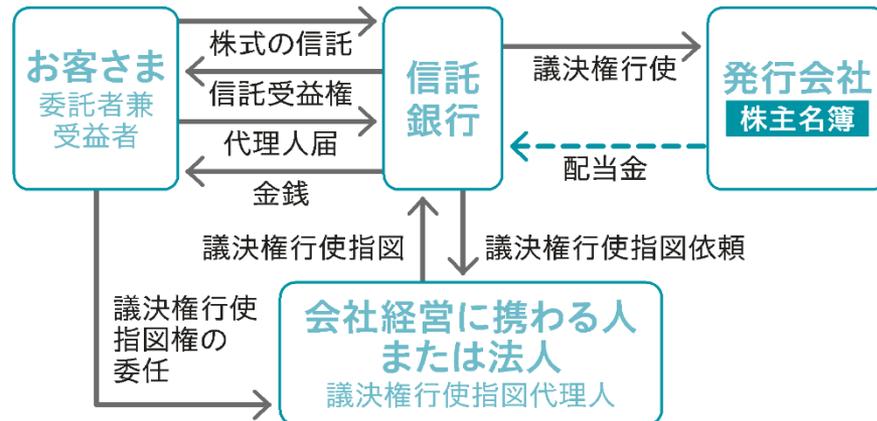
## 目指す将来像

利益分配は株式を保有している一族みんなで享受しつつ、議決権を一元化することで安定的な会社運営を実現する。

## 解決策

- ▶ 「株式の管理・承継を目的とした信託(議決権集約型)」を利用。
- 社長を「議決権行使指図代理人」に指定することで、現状の株主が財産権(=受益権)を保有したまま、経営権(議決権行使権)は社長に集約する。

### 【 スキーム図 】



## ポイント

- 信託を利用することにより、分散した議決権を再集中することができる(このスキームをできる限り、永続させるための工夫は必要となる)。
- 通常の委任とは異なり、議決権行使の都度委任状の徴求は必要ない。
- 議決権行使指図代理人を法人とすることで、代理人の死亡リスクの回避も可能。

## (ご参考) まとめ

### 「高齢期の認知機能の低下に関連した金融サービス」【考え方】

1. 高齢者の財産管理においては、意思能力の低下・喪失後も、出来る限りご本人の想いを尊重した**意思決定**が求められるところ。
2. そのためには、**意思能力の低下・喪失の前に**、資産管理に関する方針(ご本人の想い)と、信頼できる**相手(想いをつなげられる相手)**を決めておくことが大切。
3. こうしたご本人の想いを支えるための制度的枠組みとしては、自己決定権の尊重を理念に置く**任意後見制度**と、自ら設定する信託目的に沿って財産を管理する**信託制度**が有効。
  - (1) 任意後見契約においては、判断能力の喪失後に備えて任意後見受任者との間で公正証書により、ご本人の想いを遂行してもらう旨の契約を結ぶことが可能。高齢者に対する特殊詐欺や経済虐待に対応するために、公的監督のメカニズムを有する任意後見制度を正しく利用することが重要。
  - (2) 信託は、財産が受託者に移転し、受託者が財産に対する排他的支配権を有するため(取消権のない)任意後見制度よりも強固。
  - (3) 後見人に対する後見監督人という制度と同様、信託においてもご本人に代わって受託者を監督する適切なガバナンスを効かせることが望ましい。(例. 信託監督人の設置等)

以上は、2019年4月15日に実施された厚労省根本大臣との政策対話(テーマ「金融サービス」)における八谷発言 <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000501368.pdf>